

# マイクロバスのレンタカー手続変更のお知らせ

=6月1日からマイクロバスのレンタカー手続が変わります=

## 変更前(～5/31)

- ・増車・代替の届出  
⇒必要
- ・直近2年間の貸渡簿の提出  
⇒必要
- ・事業用自動車等連絡書の発行  
⇒必要



## 変更後(6/1～)

- ・増車・代替の届出  
⇒不要
- ・直近2年間の貸渡簿の提出  
⇒必要
- ・事業用自動車等連絡書の発行  
⇒必要